

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-251944
(P2006-251944A)

(43) 公開日 平成18年9月21日(2006.9.21)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 40/00 (2006.01)	G06F 17/60 226	5B285
G06Q 50/00 (2006.01)	G06F 17/60 222	
G06F 21/20 (2006.01)	G06F 17/60 232	
	G06F 17/60 ZEC	
	G06F 15/00 330A	

審査請求 未請求 請求項の数 14 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2005-64829 (P2005-64829)	(71) 出願人	500191048 イーバンク銀行株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-7
(22) 出願日	平成17年3月9日(2005.3.9)	(74) 代理人	100100413 弁理士 渡部 温
		(72) 発明者	松尾 泰一 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 イーバンク銀行株式会社内
		(72) 発明者	佐伯 和彦 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 イーバンク銀行株式会社内
		Fターム(参考)	5B285 AA01 CA02 CB35 CB53 CB72 CB83

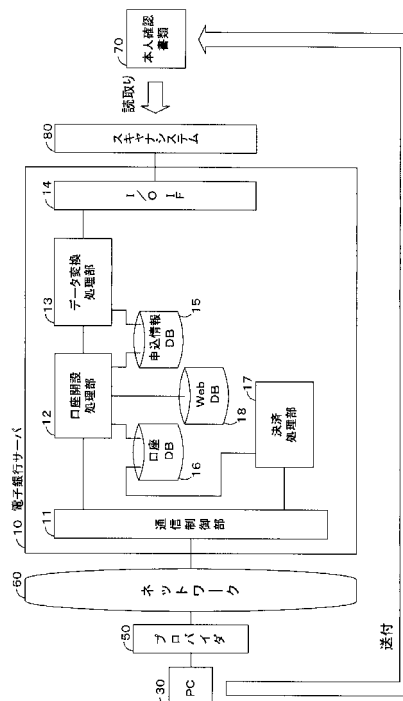
(54) 【発明の名称】 口座開設システム、口座開設方法及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 ユーザ及び金融機関のみで、容易且つ安全確実に口座開設を行うことができる口座開設システムを提供する。

【解決手段】 本発明の口座開設システムの電子銀行サーバ10は、ネットワーク60と通信可能に接続する通信制御部11と、口座DB16と、決済処理部17と、スキャナシステム80で読み取った画像情報を取り込むI/O IF14と、画像情報をテキストデータに変換するデータ変換処理部13と、WebDB18と、本人確認情報を入力させて受信するためのWebコンテンツを提供し、Webコンテンツに入力された本人確認情報を受信し、データ変換処理部13で変換されたテキストデータと、受信した本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座情報を記憶することによって新規の口座を口座DB16に開設する口座開設処理部12と、本人確認情報と、テキストデータを記憶する申込情報DB15と、を備える。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

金融機関に口座を開設するための口座開設システムであって、

本人確認情報が記載された本人確認書類から当該本人確認情報を画像情報として読み取る画像読取手段と、

前記画像読取手段で読み取った画像情報をテキストデータに変換するデータ変換処理手段と、

ネットワークを介して入力された本人確認情報を受信し、前記データ変換処理手段で変換された前記テキストデータと、受信した前記本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する口座開設処理手段と、

を備える、ことを特徴とする口座開設システム。

10

【請求項 2】

さらに、前記口座開設処理手段で受信した前記本人確認情報と、前記データ変換処理手段で変換されたテキストデータを記憶する申込情報記憶手段を備え、

前記口座開設処理手段は、前記申込情報記憶手段に記憶されている前記テキストデータと前記本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する、

ことを特徴とする請求項 1 記載の口座開設システム。

【請求項 3】

前記ネットワークは、インターネットまたはイントラネットである、ことを特徴とする請求項 1 または 2 記載の口座開設システム。

20

【請求項 4】

さらに、口座開設用の Web コンテンツを記憶する Web DB (Data Base) を備え、

前記口座開設処理手段は、本人確認情報を受信するための Web コンテンツを提供する、ことを特徴とする請求項 3 記載の口座開設システム。

【請求項 5】

さらに、口座情報を記憶する口座情報記憶手段を備え、

前記口座開設処理手段は、前記口座情報記憶手段に新規の口座情報を記憶することによって、新規の口座を開設する、ことを特徴とする請求項 1 から 4 何れか記載の口座開設システム。

30

【請求項 6】

前記口座開設処理手段は、新規の口座を開設した場合、開設完了の通知を電子メールで行う、ことを特徴とする請求項 1 から 5 何れか記載の口座開設システム。

【請求項 7】

前記画像読取手段は、スキャナ装置である、ことを特徴とする請求項 1 から 6 何れか記載の口座開設システム。

【請求項 8】

前記データ変換処理手段は、OCR ソフトウェアの実行によって画像情報をテキストデータに変換する、ことを特徴とする請求項 1 から 7 何れか記載の口座開設システム。

40

【請求項 9】

画像読取手段と、データ変換処理手段と、口座開設処理手段と、を備える口座開設システムにおいて、口座を開設する口座開設方法であって、

(A) 前記口座開設処理手段によって、ネットワークを介して入力された本人確認情報を受信し、

(B) 前記画像読取手段によって、本人確認情報が記載された本人確認書類から当該本人確認情報を画像情報として読み取り、

(C) 前記データ変換処理手段によって、前記ステップ (B) で読み取った画像情報をテキストデータに変換し、

(D) 前記口座開設処理手段によって、前記ステップ (A) で受信した前記本人確認情報

50

と、前記ステップ(C)で変換された前記テキストデータとを比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する、

ことを特徴とする口座開設方法。

【請求項10】

前記口座開設システムは、さらに、申込情報記憶手段を備え、

前記ステップ(A)において、前記申込情報記憶手段によって、受信した前記本人確認情報を記憶し、

前記ステップ(C)において、前記申込情報記憶手段によって、変換されたテキストデータを記憶し、

前記ステップ(D)において、前記口座開設処理手段によって、前記ステップ(A)及び前記ステップ(C)で記憶された前記本人確認情報及び前記テキストデータを比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する、

ことを特徴とする請求項9記載の口座開設方法。

【請求項11】

前記口座開設システムは、さらに、口座情報記憶手段を備え、

前記ステップ(D)において、前記口座開設処理手段によって、前記口座情報記憶手段に新規の口座情報を記憶することによって、新規の口座を開設する、

ことを特徴とする請求項9または10記載の口座開設方法。

【請求項12】

さらに、ステップ(E)前記口座開設処理手段によって、前記ステップ(D)で新規の口座を開設した場合、開設完了の通知を電子メールで行う、ことを特徴とする請求項9から11何れか記載の口座開設方法。

【請求項13】

口座を開設するためのプログラムであって、前記請求項1から8何れか記載の口座開設システムの機能を、コンピュータに実現させる、ことを特徴とするプログラム。

【請求項14】

口座を開設するためのプログラムであって、前記請求項9から12何れか記載の口座開設方法の処理を、コンピュータに実行させる、ことを特徴とするプログラム。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、インターネットなどのコンピュータネットワーク上で決済処理を行う電子決済システムにおける口座開設システム、口座開設方法及びプログラムに関する。特に、電子決済システムにおいて手間やコストを掛けずに、安全且つ確実に新規口座を開設することができる口座開設システム、口座開設方法及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

近年において、インターネットのような自由なネットワーク環境を背景に、WWW(World Wide Web)などのマルチメディア環境が整備されてきた。特に、最近では、このインターネットを利用して特定のサービスを行うインターネットビジネス(eビジネス)といわれるものが多く提案され運営されている。

【0003】

このインターネットビジネス(eビジネス)においては、ネットワーク上で様々なサービスが存在し、これらのサービスに対する決済処理もネットワーク上で行うことができるようになっている。

【0004】

また、ネットワーク上で提供される商品やサービスの支払い等に利用されるネットバンキング(電子銀行)も運営され、更に、一般の銀行においてもネットワークを利用した様

50

々なサービスが提供されている。

【0005】

このような銀行などの金融機関での新規の口座開設時には、必ず本人を確認するための本人確認書類（運転免許証の写し、住民票、健康保険証の写し、パスポートの写し等）の提出が義務付けられており、金融機関ではこれらの本人確認書類の内容を精査し、当該書類に記載されている住所・本人宛に取引関連書類（キャッシュカード等）を送付している。

【0006】

この本人確認書類の提出は、一般的には、紙に印刷された運転免許証の写し、住民票、健康保険証の写し、パスポートの写し等を直接金融機関に送付又は持参して行なわれている。

10

【0007】

また、特願2001-311640号公報には、ユーザの口座申込時にユーザ端末から送信されるユーザの氏名、住所、契約者番号などの申込情報を取得し、事業者の事業者システムから送信されるユーザの氏名、住所、契約者番号などの契約情報を取得し、申込情報と契約情報とを比較し、両情報が一致した場合にユーザの本人確認が成功したものと判断し、ユーザに対して新規口座を自動的に開設するものが記載されている。

【0008】

これにより、ユーザにとって口座開設の申し込み手続に要する労力を軽減することができ、また、銀行などの金融機関にとって口座開設の処理にかかる手間や時間を少なくすることができる。

20

【特許文献1】特願2001-311640号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

しかしながら、上述したような口座開設方法によれば、一般的な方法では、本人確認書類の提出は、一般的には、紙に印刷された運転免許証の写し、住民票、健康保険証の写し、パスポートの写し等を直接金融機関に送付又は持参して行なわなければならない、手間や時間がかかるという問題があった。また、本人確認書類は、運転免許証等の原本をコピーして用いられるため、記載文字や本人の顔写真等が不鮮明になる場合があった。更に、本人確認書類は紙でのみ保存されるため、その保存や管理に手間がかかり、本人確認書類の劣化が生じるという問題があった。

30

【0010】

また、特願2001-311640号公報の方法では、ユーザの情報を有する事業者のシステムが、ユーザ端末及び金融機関システムと同一のネットワーク上に個人情報閲覧可能に接続されている必要があり、ユーザと金融機関以外の事業者の介在が必ず必要となり、更に、事業者側へセキュリティ上の負担をかけることにもなる。

【0011】

従って、本発明の目的は、ユーザ及び金融機関のみで、容易且つ安全確実に口座開設を行うことができる口座開設システム、口座開設方法及びプログラムを提供することである。

40

【課題を解決するための手段】

【0012】

上記課題を解決するため、本発明の口座開設システムは、金融機関に口座を開設するための口座開設システムであって、本人確認情報が記載された本人確認書類から当該本人確認情報を画像情報として読み取る画像読取手段と、画像読取手段で読み取った画像情報をテキストデータに変換するデータ変換処理手段と、ネットワークを介して入力された本人確認情報を受信し、データ変換処理手段で変換されたテキストデータと、受信した本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する口座開設処理手段と、を備える、ことを特徴とする。

50

【0013】

さらに、口座開設処理手段で受信した本人確認情報と、データ変換処理手段で変換されたテキストデータを記憶する申込情報記憶手段を備え、口座開設処理手段は、申込情報記憶手段に記憶されているテキストデータと本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する、ことができる。

【0014】

また、ネットワークは、インターネットまたはイントラネットである、ようにするとよい。このとき、さらに、口座開設用のWebコンテンツを記憶するWebDB(Data Base)を備え、口座開設処理手段は、本人確認情報を受信するためのWebコンテンツを提供する、ことができる。

10

【0015】

さらに、口座情報を記憶する口座情報記憶手段を備え、口座開設処理手段は、口座情報記憶手段に新規の口座情報を記憶することによって、新規の口座を開設する、ことができる。

【0016】

また、口座開設処理手段は、新規の口座を開設した場合、開設完了の通知を電子メールで行う、ことができる。

【0017】

また、画像読取手段は、スキャナ装置である、ようにするとよい。

【0018】

また、データ変換処理手段は、OCRソフトウェアの実行によって画像情報をテキストデータに変換する、ようにすることができる。

20

【0019】

また、上記課題を解決するため、本発明の口座開設方法は、画像読取手段と、データ変換処理手段と、口座開設処理手段と、を備える口座開設システムにおいて、口座を開設する口座開設方法であって、(A)口座開設処理手段によって、ネットワークを介して入力された本人確認情報を受信し、(B)画像読取手段によって、本人確認情報が記載された本人確認書類から当該本人確認情報を画像情報として読み取り、(C)データ変換処理手段によって、ステップ(B)で読み取った画像情報をテキストデータに変換し、(D)口座開設処理手段によって、ステップ(A)で受信した本人確認情報と、ステップ(C)で

30

【0020】

ここで、口座開設システムは、さらに、申込情報記憶手段を備え、ステップ(A)において、申込情報記憶手段によって、受信した本人確認情報を記憶し、ステップ(C)において、申込情報記憶手段によって、変換されたテキストデータを記憶し、ステップ(D)において、口座開設処理手段によって、ステップ(A)及びステップ(C)で記憶された本人確認情報及び前記テキストデータを比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座を開設する、ようにすることができる。

【0021】

また、口座開設システムは、さらに、口座情報記憶手段を備え、ステップ(D)において、口座開設処理手段によって、口座情報記憶手段に新規の口座情報を記憶することによって、新規の口座を開設する、ことができる。

40

【0022】

さらに、ステップ(E)口座開設処理手段によって、ステップ(D)で新規の口座を開設した場合、開設完了の通知を電子メールで行う、ことができる。

【0023】

また、上記課題を解決するため、本発明の第1の態様のプログラムは、口座を開設するためのプログラムであって、上述した口座開設システムの機能を、コンピュータに実現させる、ことを特徴とする。

50

【0024】

また、上記課題を解決するため、本発明の第2の態様のプログラムは、口座を開設するためのプログラムであって、上述した口座開設方法の処理を、コンピュータに実行させることを特徴とする。

【発明の効果】

【0025】

本発明の口座開設システム、口座開設方法及びプログラムによれば、本人確認書類をデータ変換によってテキストデータで作成し、ネットワークを介して予め入力された本人確認情報と比較することによって、ユーザ及び金融機関のみで、容易且つ安全確実に口座開設を行うことができる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0026】

以下、図面を参照して本発明の口座開設システム、口座開設方法及びプログラムの実施の形態を説明する。

【0027】

図1は、本発明の口座開設システムの一形態を示す図である。この口座開設システムは、ユーザの口座を開設し口座情報などを有する金融機関の電子銀行サーバ10と、電子銀行サーバ10に口座を開設するための本人確認情報を送信する通信機器であるカメラ付携帯電話20及びPC(Personal Computer)30などの端末(以下、単に「端末20,30」ともいう)と、カメラ付携帯電話20の通信キャリア40と、PC30のプロバイダ50と、電子銀行サーバ10、カメラ付携帯電話20、PC30、通信キャリア40及びプロバイダ50を通信可能に接続するネットワーク60と、を備えている。

20

【0028】

ここで、ネットワーク60は、インターネットやイントラネットを利用して構築することができる。

【0029】

また、運転免許証、各種健康保険証、パスポート、住民票の写し、印鑑証明書、外国人登録原票記載事項証明書などのいわゆる本人確認法施行規則定める書類の原本または写し(コピー)(以下、単に「本人確認書類」ともいう)70は、郵送、ファクシミリ、電子メールなどによって電子銀行サーバ10に送付される。

30

【0030】

図2は、本発明の口座開設システムの電子銀行サーバ10とスキャナシステム80の一形態を示す図である。このスキャナシステム(スキャナ装置)80は、本人確認情報(氏名、住所、生年月日、当該書類の有効期限、登録番号(後述する)等を含む)が記載された本人確認書類70から当該本人確認情報を画像情報として読み取る画像読取機能を備えている。

【0031】

また、電子銀行サーバ10は、ネットワーク60と通信可能に接続する通信制御部11と、口座情報を記憶する口座DB(Data Base)16と、口座DB16の口座情報に基づいて決済処理を行う決済処理部17と、スキャナシステム80に接続され、スキャナシステム80で読み取った画像情報を取り込むI/O IF(Input/Output Inter Face)14と、I/O IF14で取り込んだ画像情報をテキストデータに変換するデータ変換処理部13と、口座開設用のWebコンテンツを記憶するWebDB18と、ネットワーク60を介して端末20,30にWebDB18に記憶されている本人確認情報を入力させて受信するためのWebコンテンツを提供し、ネットワーク60を介して端末20,30からWebコンテンツに入力された本人確認情報を受信し、データ変換処理部13で変換されたテキストデータと、受信した本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、新規の口座情報を記憶することによって新規の口座を口座DB16に開設する口座開設処理部12と、口座開設処理部12で受信した本

40

50

人確認情報と、データ変換処理部 13 で変換されたテキストデータを記憶する申込情報 DB 15 と、を備えている。

【0032】

ここで、口座開設処理部 12 は、申込情報 DB 15 に記憶されているテキストデータと本人確認情報を比較し、該データと該情報が一致した場合に、口座 DB 16 に新規の口座を開設する。

【0033】

また、口座開設処理部 12 は、新規の口座を開設した場合、開設完了を電子メールで端末 20, 30 に通知する。

【0034】

また、データ変換処理部 13 は、OCRソフトウェアの実行によって画像情報をテキストデータに変換する。

【0035】

図 3 は、本発明の口座開設方法のフローチャートである。図 1 ~ 図 3 において、ユーザは、端末 20, 30 から電子銀行サーバ 10 に本人確認情報（氏名、住所、生年月日など）を Web コンテンツを介して入力し、新規口座の開設申込を行う（ステップ 201）。この入力完了すると、電子銀行サーバ 10 の口座開設処理部 12 から登録番号が付与される。口座開設処理部 12 は、受け取った本人確認情報（氏名、住所、生年月日など）と登録番号を関連付けて申込情報 DB 15 に記憶する。

【0036】

そして、電子銀行サーバ 10 は、ユーザの確認のため、本人確認書類の提出を要求する。ユーザは、この要求に応じて、運転免許証、各種健康保険証、パスポート、住民票の写し、印鑑証明書、外国人登録原票記載事項証明書などの本人確認書類 70 を準備し作成する（ステップ 202）。

【0037】

ここで、カメラ付携帯電話 20 に搭載されたカメラで運転免許証、住民票、健康保険証、パスポート等を撮影し本人確認書類 70 のデジタルデータを作成することができる。または、運転免許証、住民票、健康保険証、パスポート等をデジタルカメラ（図示せず）で撮影したりスキャナ（図示せず）で読み取ったりして作成することもできる。

【0038】

準備された本人確認書類 70 は、郵送、ファクシミリ、電子メールなどで金融機関宛てに送付される（ステップ 203）。

【0039】

金融機関では、本人確認書類 70 を受け取り（ステップ 204）、スキャナシステム（スキャナ装置）80 で、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、当該書類の有効期限、登録番号等を含む）が記載された本人確認書類 70 から当該本人確認情報を画像情報（デジタルデータ）として読み取る（ステップ 205）。

【0040】

データ変換処理部 13 は、スキャナシステム 80 によって読み取った画像情報を受け取り、氏名、住所、生年月日、当該書類の有効期限、登録番号等をテキストデータに変換し、申込情報 DB 15 に記憶する（ステップ 206）。ここで、予め本人確認書類 70 がデジタルデータの場合は、ステップ 205 の処理を行う必要はない。また、本人確認書類 70 の画像データやテキストデータは、登録番号を付して登録管理される。また、本人確認書類 70 の画像データやテキストデータは、金融機関側で画面や紙に出力して確認することができる。

【0041】

次に、口座開設処理部 12 は、登録番号に基づいて、本人確認情報と、テキストデータとを比較する確認チェックを行い（ステップ 207）、該データと該情報が一致し、当該書類の有効期限が承認された場合に、口座 DB 16 に新規の口座情報を記憶することによって新規の口座を開設する（ステップ 210）。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 2 】

そして、口座開設処理部 1 2 は、新規の口座を開設した場合、開設完了の通知を電子メールで端末 2 0 , 3 0 に行う (ステップ 2 1 1)。そして、当該本人確認書類 7 0 に記載されている住所・本人宛に取引関連書類 (キャッシュカード等) を送付して口座開設の処理を終了する。

【 0 0 4 3 】

ステップ 2 0 7 で、本人確認ができなかった場合には、エラー通知を行い (ステップ 2 0 8)、ユーザが本人確認情報の修正などをする場合には (ステップ 2 0 9)、ステップ 2 0 1 からの処理を行なう。

【 図面の簡単な説明 】

10

【 0 0 4 4 】

【 図 1 】 本発明の口座開設システムの一形態を示す図である。

【 図 2 】 本発明の口座開設システムの電子銀行サーバとスキャナシステムの一形態を示す図である。

【 図 3 】 本発明の口座開設方法の一例を示すフローチャートである。

【 符号の説明 】

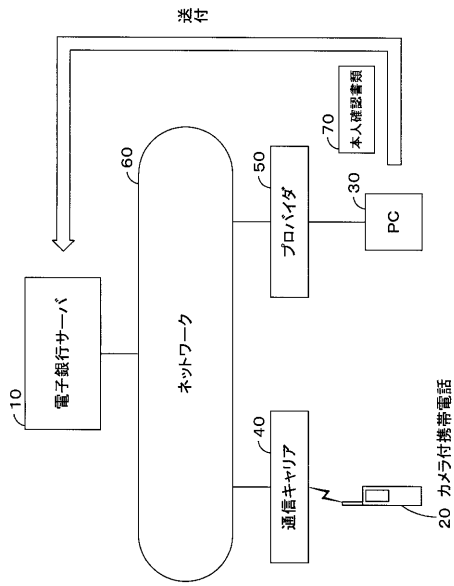
【 0 0 4 5 】

- 1 0 電子銀行サーバ
- 1 1 通信制御部
- 1 2 口座開設処理部
- 1 3 データ変換処理部
- 1 4 I / O I F
- 1 5 申込情報 D B
- 1 6 口座 D B
- 1 7 決済処理部
- 1 8 W e b D B
- 2 0 端末 (カメラ付携帯電話)
- 3 0 端末 (P C)
- 3 0 C F D
- 4 0 通信キャリア
- 5 0 プロバイダ
- 6 0 ネットワーク
- 7 0 本人確認書類
- 8 0 スキャナシステム (スキャナ装置)

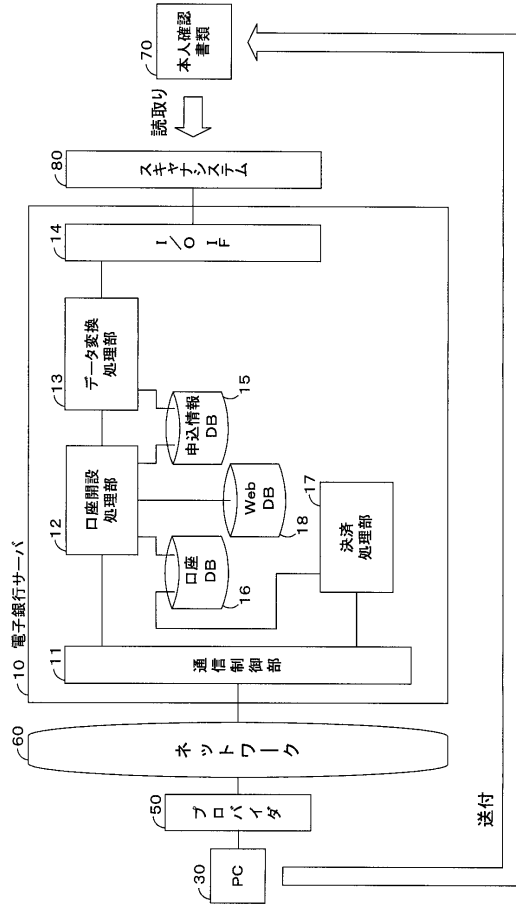
20

30

【図1】



【図2】



【図3】

